

## ■2025年度S日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験

### 法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨・解説】

前半は、甲の罪責を問うものであり、債権者が債務者に対し、暴行・脅迫的手段を用いて返済を求めた場合に恐喝罪が成立するか、といふいわゆる「権利行使と恐喝」の問題である。最判昭和30年10月14日刑集9巻11号2173頁等を前提に、このような手段を用いる以上、正当な権利行使とはいえないとして恐喝罪の成立が認める立場と、交付を受ける権利がある以上、財産犯として評価することは適切ではなく、（暴行罪・脅迫罪の成立はありうるとしても）恐喝罪とはならない、との立場があるため、この対立を意識しつつ論じることが求められた。この点を良く理解して書けている答案が多かったが、恐喝の点に全く触れないまま、たとえば強要罪などとする答案もあった。

後半は、主として乙の殺人（殺意が認められないとすれば傷害致死）行為につき、最決平成29年4月26日刑集71巻4号275頁をベースに正当防衛の成否を問うものである。平成29年決定は、侵害の急迫性要件について、侵害を予期していただけで失われるわけではなく、対抗行為に先行する事情を含めた行為全般の事情に照らして判断すべきであるとし、当該事案については急迫性を否定したものであるが、積極的加害意思と急迫性要件について判断した最決昭和52年7月21日刑集31巻4号747頁などとの関係も踏まえつつ、正当防衛の要件について具体的に検討する必要があった。こちらについても論点を良く把握して検討している答案が多い印象を受けたが、正当防衛の各要件を検討しないままに正当防衛が認められるとするものや、急迫性を否定しつつも過剰防衛となるとの結論に至るもの、急迫性要件と相当性要件の混同がみられるものなど、正当防衛要件の理解について不十分なものも散見された。ただ、全体としては、具体的事実の評価を含め、ポイントを押さえて書けている答案、答案構成がしっかりしている答案が多く、基本的な点については理解できている受験生が多いことが窺えた。

以上